

経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売
小委員会「中間的な論点整理」に関する意見書

2015年（平成27年）1月14日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

クレジットカード取引について、以下の法規制を求める。

- 1 アクワイアラー及び決済代行業者の加盟店調査義務の内容として、苦情発生時の調査義務の要件及び内容を具体的に定めること。
- 2 マンスリークリア取引について、イシューアーに対し、苦情発生時の適切措置義務を課すこと。
- 3 マンスリークリア取引における抗弁接続制度を設けること。

第2 意見の理由

- 1 近年のクレジットカード取引は、割賦販売法の適用がない翌月一回払い（以下「マンスリークリア取引」という。）が大半を占める上、カード発行会社（以下「イシューアー」という。）と加盟店契約会社（以下「アクワイアラー」という。）が国際ブランド会社を介して分離し、さらに決済代行業者の介在により、イシューアーがカード利用加盟店を直接管理できない仕組みを展開している。このような状況の下、とりわけインターネット取引においてマンスリークリア取引の利用が拡大する一方で、悪質サイト業者による消費者の苦情相談が急増している実態がある。
- 2 こうした実態を踏まえ、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会が2014年12月に取りまとめた「中間的な論点整理」は、加盟店契約を締結するアクワイアラー及び決済代行業者（以下「アクワイアラー等」という。）に対し、マンスリークリア取引及び包括クレジット取引を含めて、国内の加盟店との取引を対象とする場合は登録制及び加盟店調査義務等の法規制を課す方針を示した。また、いわゆるクロスボーダー取引（決済代行業者が介在して国内販売業者の取引を海外アクワイアラーに取り次ぐ取引）についてもアクワイアラー等が国内外いずれに立地するかを問わずに上記と同様に法規制を課す方針を示した。これらの点は基本的に評価できる。

しかし、「中間的な論点整理」が示すアクワイアラー等の加盟店調査義務の内容が曖昧であるため、実際に苦情が発生した際にその調査がなされない場合に

は、悪質加盟店の実効性ある排除が図り得ない。

よって、当連合会は、2013年7月19日付けで取りまとめた「クレジットカード取引等の適正化実現のため割賦販売法の改正を求める意見書」（以下「2013年意見書」という。）において提言しているとおり、アクワイアラー等の加盟店調査義務を実効あらしめるため、苦情発生時の調査義務の要件及び内容を具体的に定めることを求める。

- 3 「中間的な論点整理」は、マンスリークリア取引のイシューアーに対しては、クレジット事業者が消費者に対して負うべき不適正取引の苦情の処理義務を正面から認めることなく、顧客の苦情が寄せられた場合にアクワイアラーに情報提供する仕組みを検討する方針を示すにとどまっている。

この点、イシューアーは、アクワイアラー等が加盟店の取引をクレジットシステムにつなぐことにより利益を受ける立場にある上、クレジット取引は販売業者と与信業者が別のため、悪質な販売業者に利用されやすいという構造上の特徴がある。そこで、消費者と直接の契約関係にあるイシューアーは、取引上の信義則に基づき、加盟店がクレジット取引の構造を悪用して不適正な販売行為を行うことがないように対処する不適正取引排除義務を負うべき立場にあることを踏まえ、包括クレジット取引については、かかる不適正取引排除義務の一環として、イシューアーに対する顧客の苦情発生時に苦情の適切かつ迅速な処理のため必要な措置を講じる義務（適切措置義務・割賦販売法第30条の5の2）が規定されている。そして、上記イシューアーのクレジットシステムにおける地位やクレジット取引の構造上の特徴は、包括クレジット取引とマンスリークリア取引で異なるものではない。また、裁判例では、マンスリークリア取引におけるイシューアーは、購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の確認及び調査等を行い、むやみに購入者が不利益を被ることのないよう協力すべき信義則上の義務を有するとした上で、カード会社が購入者からの苦情及びチャージバックを踏まえた調査をアクワイアラーに依頼していれば利用代金が返還された可能性が高かったにもかかわらず、クレジットカード会社がこれを怠った場合は、債務不履行に当たるとされている（平成22年3月10日東京高等裁判所判決）。

以上から、マンスリークリア取引におけるイシューアーは、アクワイアラーに苦情情報を提供すれば足りるとの考え方は相当ではなく、不適正取引排除義務の主体として位置付けた上で、前述したアクワイアラー等の加盟店調査義務は、イシューアーの不適正取引排除義務履行との役割分担と捉えるべきである。

よって、当連合会は、2013年意見書において提言したとおり、マンスリ

ークリア取引において、イシューア－に対し、苦情発生時の適切措置義務を課すことを求める。

- 4 さらに、マンスリークリア取引を含め、クレジットを利用した取引における悪質加盟店排除と消費者被害救済の実効性を確保するためには、不適正な販売行為によるリスクを消費者が負担するのではなく、イシューア－が負担する民事的ルール，すなわち抗弁対抗制度を規定する必要がある。さらに、近年はマンスリークリア取引と包括クレジット取引の機能を併用するカードがほとんどであり，かつ代金決済時にマンスリークリア方式を選択した後にリボルビング方式(包括クレジット取引)を選択できるカードが多数を占める現状においては，包括クレジット取引とマンスリークリア取引で消費者保護の内容に格差を設ける合理性は認められない。

よって，当連合会は，2013年意見書において提言したとおり，マンスリークリア取引における抗弁接続制度を設けることを求める。

以上